

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました埼玉県の県民生活部防犯・交通安全課長の古田土と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、まず、少々自己紹介させていただきますと、本年の3月14日付け、大地震の直後でありますけれども、埼玉県警察の方から県の方に出向いたしまして、今のポストにおります。出向前は、埼玉県と群馬県の境に本庄というまちがありますけれども、本庄の警察署の署長を務めさせていただいております。そういった犯罪捜査にも携わってきておりまして、先ほどの「緒あしす」の青木様のお話も、警察官である私にとっては、非常に反省もしながら、被害者の痛みというものを再認識できるお話だったなと思っております。また、内閣府の河原参事官のお話も、私はまだ2か月しか犯罪被害者支援の仕事に携わっておりませんので、内閣府の全体の施策というの、理解をしているかという、理解不足の点もあったので、その辺、すごく参考になったお話でございました。その2人のお話と比べますと、本当に参考になるのかどうかという、わからないんですけれども、5月2日から犯罪被害者支援のワンストップサービスを開始しておりますので、そのお話をさせていただきたいと思ひます。

そのお話をさせていただくんですけれども、本日は大きく3点について説明させていただきたいと思ひます。1つは埼玉県の現状ということで、これまで埼玉県が取り組んできた状況について。2つ目がメインですけれども、ワンストップサービスの開始について。最後が今後の課題について話をしたいと思ひます。

それでは、まず、埼玉県の現状についてであります。

埼玉県では、平成18年度、犯罪被害者等基本法が制定された後、内閣府からの要請もありまして、犯罪被害者支援担当を配置いたしました。配置といいますか、下の※印のところにありますように、当課の体制が交通担当と防犯担当で分かれています。このうちの防犯担当のうちの1人に犯罪被害者支援の事務を持たせたという、兼務という形で配置をしたということになります。平成19年度からは、市町村の担当者を集めた研修会を、現在まで継続して実施しているんですけれども、毎年実施させていただいております。

今年、犯罪被害者支援のワンストップ化を運用開始するとともに、それに合わせまして、財政当局の御理解を得て、非常勤職員、これは専従でございまして、1名を配置しております。ということで、防犯担当は7人となっておりますけれども、非常勤職員を含めると8人ということになります。

2番目でございますが、埼玉県の規模を御理解いただくために、数的な資料を御用意させていただきました。

相談の件数を載せさせていただいておりますけれども、県警察、民間団体、それぞれごらんのとおりの取扱いをしております。ちなみに、刑法犯の認知件数は全国4位の多さでございまして。重要犯罪、これは殺人、強盗、強姦ほかをひっくるめた数字でございましてけれども、これが989件、全国3位ということで、全国的には非常に被害者支援の対象となる犯罪が多い状況になってございまして。そういった意味で、犯罪被害者支援に今後も取り

組んでいかなければならないなと思っているところであります。

次に、お話の中心になりますけれども、ワンストップサービスの開始についてであります。

日にちを入れるのを忘れてしまったんですけれども、5月2日から実際には運用開始をしております。これまでは、県は県庁の中、第3庁舎と書いてありますけれども、県庁の敷地内に防犯・交通安全課というのがありまして、そこで先ほどお話ししましたけれども、兼務の1名が犯罪被害者支援のための事務を行っておりました。県警の方は、県庁のすぐ近くなんですけれども、民間のオフィスに犯罪被害者相談センターを設けておりました。これは、警察の施設ですと、相談者が来にくいだろうということで、民間のオフィスを借りていたわけなんですけれども、年間440万円の施設借用料がかかっていたということでありまして、窓口を1つにしたことによって、その440万円は削減できたということで、これは1つの効果なのかもしれませんが、そういったこともあります。

それから、民間の援助センターの方でございますけれども、北浦和の地方庁舎と書いてありますが、これは、県庁から約2キロぐらい離れておりまして、例えば県警の相談センターの方から援助センターの方に行っていただくということになりますと、タクシーで行くか、電車に乗っていくか、歩くと30~40分かかってしまうような距離があったということになります。それを武蔵浦和という駅がございまして、これは、関西とか西の方の方はわかりにくいかもしれませんが、埼京線というJRの線があるんですけれども、その路線の駅でございまして、そこに県の合同庁舎がもともとありました。合同庁舎といいましても、3階だけが県の持ち分なんですけれども、後で絵が出てきますけれども、上は居住施設のある複合施設の3階部分ですね。ここに一緒に入ることになりました。

見取り図ですけれども、まず、アクセスの方ですが、案内図の方、こちらの画面だとわかりにくいので、お手元の資料をごらんいただければと思うんですけれども、武蔵野線というJRの線と、先ほど申し上げた埼京線というJRの線が交差する位置が武蔵浦和という駅ですが、そこにラムザタワーというビルが、居住施設も含めた複合施設がございまして、地上27階建てで、これは上の方が切れてしまってわかりにくいんですけれども、途中までが民間ですとか県庁の施設が入っております。上の方は居住施設です。その3階に県の第1会議室、第2会議室があつて、もともと会議室だったところをいただきまして、第1会議室の方は、当課と援助センターが入ることになりました。第2会議室の方に県警の相談センターが入っております。このような形で、窓口としては一本ではないんですけれども、同一施設内で相談が受けられるという形になったわけでございます。

その趣旨でございまして、神奈川県さんがもともと全国に先駆けてワンストップサービスを開始しておりますので、二番煎じみたいなものですから、余り胸を張って説明するようなものではないんですけれども、個々の犯罪被害者の実情に応じて、適時、適切な支援を実現するためにワンストップサービスを開始したというのが趣旨でございます。

体制としては、先ほどお話ししたとおり、三者が連携して今後やっていくという体制を

整えたところでございます。

次が、一応雰囲気をつかっていたくために、写真付きの3枚のスライドを付けさせていただきますけれども、これが県の窓口になります。

次に、これが県警の間取りです。支援室、相談センターでございます。

続きまして、これが援助センター。形上、先ほどの県の、こちらですね。入り口を入ると、まず県の窓口があって、その奥に援助センターがあるという形になっております。当然、相談室、電話相談のためのブース、それが援助センターにもありますし、県警の相談センターの中にもございます。

ワンストップサービスは、5月2日から開始したわけでございますが、ゴールデンウィークを挟みますと、実際に運用したのは2週間余りということで、今のところ、効果的な事例を発表できる段階ではないんですけれども、期待される効果としては、3つばかり挙げさせていただきます。

1つが犯罪被害者等の負担軽減ということで、先ほどお話ししたように、県警の相談センターと援助センターの距離が約2キロぐらい離れていまして、じゃ、あっちへ行ってくださいといったときに、距離的な不便というものが被害者の方にはあったということですが、これは当然解消できます。そのほかにも、1つの所でいろいろな相談ができるということになりますので、負担は軽減できるのかなと期待をしております。

それから、犯罪被害者の支援を行うときに、相談センターなり援助センターで話を聞く場合には、なかなか飛び込みというのは想定できないわけでございますけれども、電話なり、相談に来たいというような御連絡を受けて、それで来ていただいた後にいろいろな話を聞いて、それでは、県あるいは県警、援助センター、それぞれがどのような形で支援をしていくのか三者協議を早期に実施できるようになるだろうと考えています。

その上で、三者が個々の犯罪被害者の実情に応じた支援をどのようにしていくのかを相談して、早期に決めて、実際に支援に移していく、そのような効果が期待できるのではないかと思います。

それから、三者が一緒の所にいますので、逐次、支援状況についてお互いに情報を共有化できるというメリットがありますので、問題解決までの処理日数もある程度短縮できるのではないかと考えております。

そういう効果が期待できるわけなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、2週間足らずなものですから、今のところはそのような事例がないものですから、御説明できないんですけれども、いずれにしても、体制が整っても魂が入らないと上手くいかないという部分がございますので、これから試行錯誤を続けるような形になるかもしれませんが、できるだけよりよい形になるように努力をしていかなければならないと考えております。

今後の課題でございますけれども、援助センターのお話を聞きますと、ある支援をするときに、市町村の福祉担当の所に電話をする機会があったそうなんです。そのときに、まず先方から聞かれるのは、援助センターというのはどういう団体なんですかと聞かれると

ということなんです。最初から、援助センターの説明から入らないと、話が前へ進まないというところがあるということでございます。これは、援助センターの存在がまだまだ各行政機関に知れ渡っていない。これは反省すべき点なんですけれども、そういったことも含めて、ワンストップサービスを始めたということについて、今後、行政機関も含めた県民に対して周知を図っていく必要があるということが言えるんだと思います。

それから、市町村でございますけれども、市町村の窓口の設置の関係は、資料を見させていただくと、埼玉県は下から数えた方が早いという状況でございますので、市町村の理解がまだまだ低いところがあるのではないかと思います。市町村の理解を深めるということも今後の課題だと考えています。

それと、県庁の中の関係各課についても、理解が深まっているかということ、私からすると、まだまだかなというところがありまして、これも反省すべき点なんでございますけれども、できるだけいろいろな形で犯罪被害者支援の必要性を訴えることによって、何とか理解を得て、総合的な調整なり、連携の強化を図っていけるようにしていかなければならないと考えています。

3つ目が犯罪被害者に対する支援の内容ですが、最終的に個々の被害者の実情に応じた支援というものがなされないとおぼろげな感じがございまして、先ほどの住宅の関係もそうですし、経済的な支援もそうだと思いますけれども、そういった支援内容をさらに充実させるためには、既存の制度の見直しが必要になってくる。そうすると、先ほど申し上げたとおり、県庁内の関係各課なり、市町村の関係するところの理解が必要になってくるということで、そういった意味で、県が犯罪被害者支援の業務を担当しているというところがあると思いますので、埼玉県としてはと申しますか、埼玉県防犯・交通安全課としては、今後、支援内容の更なる充実を図るためにも、繰り返しになりますけれども、県庁内の関係各課、あるいは市町村の理解を深めていく必要があるのかなと思っております。

以上、雑駁な説明でございましたけれども、最後にワンストップサービスを図る上で苦労した点というのがございまして、これは、まだまだ県庁の中の意識として、県の行政が犯罪被害者支援の業務を本当にやるべきなのか理解が得られていないというところがあります。正直、非常勤職員は認めていただいたんですけれども、防犯・交通安全課という形でラムザタワーの中に入っているかということ、そうではなくて、分室という扱いであり、職員はそこに常駐はしておりません。まず、県庁の方に出てきて、そこから派遣をしているような形になっております。その辺は時間をかけて県の関係するところの御理解を得て、適切な業務ができるようにしていきたいと考えていますし、御理解を得るために、今後も努力していきたいと考えております。

発表は以上でございます。御清聴ありがとうございました。